
令和6年度（第72期） 事業計画書

公益財団法人 京都健康管理研究会

自 令和 6年 4月 1日
至 令和 7年 3月 31日

わが国においては高齢化が進み健康寿命の延伸が重要な課題となるなか、予防・診断・治療に加え罹患しても日常生活にできるだけ制限を受けずに生活していくという「疾病との共生」に向けた取り組みが求められている。一方、医学研究分野や最新医療分野の高度分業化、医師を含む研究・医療従事者の高齢化等により医療機関は慢性的な人材不足が続いている。難病についても、正しい知識を持った医療従事者による適切な医療の提供が必要であるが、研究対象となる病気の数も徐々に増加しており、希少な疾病であるため、どこへ行っても診断が見つからない、治療経験のある医師が見つからない等、難病をはじめとする難治性の疾患を対象とする専門の研究分野を志す医師等の人材確保が困難になっている。また、医療分野の研究開発および人材育成面においては、安定的・持続的に教育研究活動を行っていくために必要な基盤的経費である国立大学法人運営費交付金等の減少などもあり、難治性の疾患に限らず若手研究者や医師等が自由に研究あるいは自己研鑽する機会や海外において見聞を広げる機会が減っている。

公益財団法人京都健康管理研究会（以下、本財団とする）は、呼吸器系難治性疾患の研究に取り組み、特にサルコイドーシスおよび特発性間質性肺炎などの分野では大学病院にも引けを取らない専門性の高い重要な拠点として診療および研究実績を積み重ねてきた。令和2年度に診療・健診部門を一般財団法人大和松寿会に譲渡して以降も、残余の資産をもって、国民の健康保持、増進に寄与・貢献し「健康の輪」を広げることを目指し、難治性疾患や他の疾病に関する調査・研究の成果を広く社会に啓発・普及させるために医学・医療を中心とする学術分野に関する必要な情報提供を行うとともに、これらに係る人材育成および活動を助成する様々な取り組みを進めている。

令和6年度の取り組み

難病をはじめとする難治性疾患等の臨床研究に対し、微力ではあるが、研究の継続、発展

の一助となるように、京都府内の大学等の研究機関や医療機関に所属する若手研究者や医師等への研究費の助成をはじめとする研究・奨学助成事業を推進するとともに、難病患者団体の活動費の助成や難治性疾患のみならず、その他の疾病に関する情報発信および難治性疾患の患者等の高齢化が進むなかで健康をみずから管理できるような情報発信、啓発にも取り組む。

1. 啓発・普及事業

疾患、特に難治性疾患に対する理解と、難治性疾患の患者等の高齢化による不健康な期間が早まりかつ長くなるリスクが高まるなか、「健康寿命の延伸」に向けた健康増進意識の醸成のため、啓発・普及活動を積極的に進める。

(1) 一般市民健康講座の開催

よみうりカルチャー大阪との協賛で「市民健康講座」として年2回開催する。

開催予定:令和6年4月、令和6年秋

(2) 啓発資料の季刊誌・冊子等の発行

ア.「健康塾通信」を発刊する。

発刊予定:令和6年4月、7月、10月、令和7年1月

イ. 広く一般に難治性疾患や他の疾病に関する情報を提供し、病気に対する理解を得る啓発・普及活動に貢献し、かつ本財団活動に資する出版物等の刊行に補助を行う。

補助内容:1件100万円以内

(3) 京都府内で開催される難病に関する講演会・勉強会への助成

難病患者団体活動助成として、京都府内で活動する難病患者団体等が行う啓発・普及活動について、その団体が行う事業の一環として行う講演会・勉強会・相談会や懇親会等、公益性があると思われる活動について助成する。

助成内容:1件50万円以内、年間10件まで

2. 研究・奨学助成事業

呼吸器系をはじめ、難治性疾患を対象とする研究分野を志す医師等の人材を確保することが困難になってきており、専門性の高い人材の確保は急務となっている。そのため呼吸器系はもとより、各領域での難病をはじめとする難治性疾患という専門分野を志す研究者や医師等、若手人材の育成の一助となるよう、研究機関や臨床医療機関での研究費、学会等の運営費、また、海外留学費用や専門知識の習得あるいは意見交換等を目的とする海外で開催される国際学会等への参加費用など、各助成を進める。

助成金交付手続きは、大学および大学病院、民間病院等約100先に募集案内および募集ポスターを配布、さらにWebサイトに募集案内を掲示するなど、公募により応募者を募ったうえ、呼吸器系、循環器系等の幅広い分野の研究者で構成する選考委員会の審議を経て決定する。

(1) 研究助成

京都府内の大学等の研究機関あるいは臨床研究および臨床に携わる医療機関の在籍者、ならびに他府県で同様の機関に在籍する京都府内在住者が行う難病指定疾患等の調査・臨床研究に1件100万円を上限に6件までを助成する。

(2) 海外留学助成

京都府内の大学等の研究機関あるいは臨床研究および臨床に携わる医療機関に所属する研究者・医師、または研究者を目指す大学院生、卒後研修機関の研修医等が、世界中から集まった多様な研究者との交流に加え異文化に交わるなかで刺激を受けながら難病指定疾患等に関連する臨床に係る研究等を行うための海外留学に1件120万円(2年間)を上限に2件までを助成する。

(3) 海外開催の国際学会等への参加経費等助成

京都府内の大学等の研究機関あるいは臨床研究および臨床に携わる医療機関に所属する研究者・医師、または研究者を目指す大学院生、卒後研修機関の研修医等が、難病指定疾患等に関連する調査・臨床研究等のための研究情報収集や情報交換等、海外で異文化に触れ、見聞を広げるために海外で開催される国際学会等に参加する経費について1件25万円を上限に20件までを助成する。

(4) 学会・講演会等の運営助成

難病指定疾患の解明等およびこれらの啓発活動を行うことを目的とする、京都府内の研究者またはグループが主催する学会(国際学会・国際会議・シンポジウムを含む)あるいは開催地が京都府内の学会・講演会の運営費を1件50万円を上限に6件までを助成する。

3. 医療相談等事業

難治性疾患に関する専門的な知識を活用して次の事業を行う。

(1) 医療相談事業

(2) 医療教育講習事業

4. 広報活動

本財団の知名度向上ならびに活動に対する支援の拡大を目指し、事業案内、Webサイト等の広報媒体の活用により、広く本財団の活動を発信する。

以上